

達 示 第 4 0 号

平成19年7月26日

札幌刑務所長 庄 子 信 一

札幌刑務所「隔離に処された被収容者に対する処遇細則」の制定について
標記について、別添のとおり定め、即日施行する。

おって、平成18年5月24日付け達示第16号「札幌刑務所「隔離に処された被
収容者に対する処遇細則」の制定について」は、廃止する。

札幌刑務所「隔離に処された被収容者に対する処遇細則」

(目的)

第1条 この細則は、昼夜間、単独室に収容された被収容者のうち刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第76条及び同法施行規則に基づき隔離に処せられた被収容者（以下「隔離受刑者」という。）の処遇基準及び拘禁手続を定め処遇の適正な運用を図ることを目的とする。

(運用)

第2条 この細則の運用に当たっては、隔離受刑者の心身に及ぼす影響を考慮し、当該受刑者の心情の安定を図りつつ、処遇環境の向上に努めなければならない。

(種類)

第3条 保安上隔離受刑者とは、法第76条第1項第1号及び第2号に規定する隔離の措置を受けている受刑者をいい、処遇基準は別表1のとおりとする。

(保安上隔離受刑者)

第4条 受刑者が次に掲げる場合で集団処遇が不相当と認められる場合には、その者を他の収容者から隔離するものとする。

(1)

■
ア

イ

ウ

エ

オ

カ

(2)

■
ア

イ

ウ

エ

(期間)

第5条 保安上隔離の期間は3月とする。ただし、第4条における隔離の事由が解消しない等、隔離を継続する必要がある場合に限り、1月ごとに更新するものとする。

(期間の計算)

第6条 第5条における期間は、保安上隔離の措置を開始又は更新する旨を隔離受刑者に告知した日を起算日とし、暦に従って計算するものとする。

なお、この期間については、末日の午後零時をもって満了する。

(手続)

第7条 第4条に該当する保安上隔離の措置が必要と判断する場合は、第4条の要件及びその前提となる事情等を視察表に具体的に記載し、処遇審査会の審査に付議した後、意見を付記して所長の決裁を受けるものとする。

(緊急時の手続)

第8条 第7条による手続において、事前に処遇審査会の審査に付する暇がない時は、単独室に収容し、その後速やかに所長に報告するものとする。

2 前項により保安上隔離の措置が講じられた場合には、速やかに処遇審査会の審査に付議し、所長の決裁を受けるものとする。

(隔離開始の告知)

第9条 保安上隔離を開始した場合には、隔離受刑者に対して直ちに、保安上隔離の措置を開始したこと及び事由の別に該当する法の該当条項号（「法第76条第1項第1号該当」又は「法第76条第1項第2号該当」）の告知をするものとし、その旨及び告知年月日時間を第8条の視察表に追記すること。

ただし、処遇上適当と認めるときは、隔離する具体的な理由について告知しても差し支えないものとする。

2 受刑者に告知終了後は別添様式1に定める「隔離期間満了簿」に保安上隔離受刑者の氏名等を登載する。

(隔離更新の告知)

第10条 保安上隔離となった者のうち第4条各号に該当する者について、その期間を更新した場合には、当日の午前中に当該受刑者に対して、第11条と同様の要領により、その旨等を告知すること。

(処遇)

第11条 保安上隔離受刑者の処遇は、原則として単独室とし、ただし、単独室に空きがない等の事情がある場合には、共同室に単独で収容して行うこととして差し支えない。

居室外での処遇を行うための居室から処遇場所への連行、待合室等での待機などについては、原則として他の被収容者から分離する必要はないが、特に必要と認められる者については、連行等の際においても他の被収容者と接触することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 保安上隔離受刑者の動静視察は綿密に行うとともに、適時、隔離の理由を除去するための相談助言、指導等の措置を講ずるよう努めること。

(健康状態の把握)

第12条 保安上隔離受刑者の健康状態については、医務部の看護職員が適宜確認し、必要と認められる場合は、当該受刑者の診察を実施することとし、毎月末、定期的に医務部の医師に報告すること。

2 医務部の医師は、保安上隔離受刑者の隔離の期間が開始から2月を経過した後、速やかに、当該受刑者の健康状態、隔離を継続することの適否等を所長に報告し、隔離の期間を更新する際についても、同様に当該受刑者の健康状態、隔離を継続することの適否等を所長に報告すること。

3 医務部の医師は、当該受刑者の保安上隔離が更新された場合には、当該報告事項を更新に係る視察表に付記すること。

(保安上隔離の中止)

第13条 保安上隔離受刑者については、次に掲げる事由に該当する場合には、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(1) 保安上隔離の事由に係る事項のおそれの程度が減じ又は解消して、同隔離の措置の必要がなくなった場合

(2) 健康状態からして、保安上隔離の措置を継続することが相当でない場合

(3) 保護室に収容した場合

(4) 閉居罰を執行した場合

(手続)

第14条 保安上隔離受刑者の動静を視察した結果、第13条第1項の状況にあり、保安上隔離を中止することが相当と認める場合には、その旨を視察表に具体的に記載し、

速やかに所長に報告するものとする。

- 2 医務部の医師は、保安上隔離受刑者の健康状態の把握の結果第13条第2項の状態にあり、保安上隔離を中止することが相当と認める場合には、その旨を視察表に具体的に記載し、速やかに所長に報告するものとする。

別表 1

保安上隔離受刑者の居室外での処遇基準

処遇等	場所等	留意事項等	備考
刑事施設視察委員会委員による面接	その都度指定する場所		
戸外運動	単独運動場 又は雑居運動場	単独運動場に空きのない場合等の特別な事情がある場合には、共同運動場において、単独で運動させることとして差し支えない。	法57条
入浴	単独入浴室 又は共同入浴場	単独入浴場に空きのない場合等の特別な事情がある場合には、共同入浴場において、単独で入浴させることとして差し支えない。	法59条
調髪	理髪室	保安上不適当な場合等の特別な事情がある場合には、別に指定する場所で実施して差し支えない。	法60条
宗教上の行為	単独室	単独室で行うが、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがある場合はこの限りではない。	法67条
宗教上の儀式・教誨		単独室もしくは教誨室等において実施するが、支障がなければ共同で実施して差し支えない。	法68条
教育行事等		特に指定した場所で一般と別にして実施することができる。	
作業	単独室		法92条
健康診断	診察室等	必要に応じ検査室等で実施する。	法61条
診療等	診察室等	保安上不適当な場合等の特別な事情がある場合には、居室において実施することとして差し支えない。	法62条
面会	面会室	原則は立会する。	法112条
信書の発受		原則として検査を実施する。	
反則行為の調査開始の告知	調室	保安上不適当な場合等の特別な事情がある場合には、居室において実施することとして差し支えない。	懲罰訓令4条
反則行為の調査	調室		法154条
懲罰審査会における弁解	懲罰審査会 実施場所		懲罰訓令9条4項
懲罰の告知	調室等	懲罰を科さない旨の告知の場合を含む。 保安上不適当な場合等の特別な事情がある場合には、居室において実施することとして差し支えない。	法156条、懲罰訓令10条
監査官に対する苦情の申出	その都度指定する場所		法167条
所長に対する苦情の申出	調室（面接室）		法168条
職員による面接	調室（面接室）		